

●香川県告示第256号

平成12年香川県告示第79号（口頭により開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和2年8月28日から施行する。

令和2年8月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------------------|---|----------------------|----------------------|--------------------------|--|----------------------|----------------------|
| 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報 | | 口頭により開示請求を行うことができる期間 | 口頭により開示請求を行うことができる場所 | 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報 | | 口頭により開示請求を行うことができる期間 | 口頭により開示請求を行うことができる場所 |
| 試験の名称 | 開示する内容 | | | 試験の名称 | 開示する内容 | | |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 保健医療大学一般入学試験 | 大学入学共通テストの科目別得点（合否判定に利用した科目に限る。）、個別学力検査等の得点及び総合得点 | 学生募集要項で定める期間 | 香川県立保健医療大学 | 保健医療大学一般入学試験 | 大学入試センター試験の科目別得点（合否判定に利用した科目に限る。）、個別学力検査等の得点及び総合得点 | 学生募集要項で定める期間 | 香川県立保健医療大学 |
| 略 | | | | 略 | | | |